

諮詢庁：豊橋市長

諮詢日：令和3年4月9日（諮詢第107号）

答申日：令和3年8月12日（答申第87号）

事件名：「不法投棄防止監視委託業務及び産業廃棄物関係施設等監視業務の入札に  
係る予定価格書」に係る一部公開決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

豊橋市長が行った、「不法投棄防止監視委託業務及び産業廃棄物関係施設等  
監視業務の入札に係る予定価格書」（以下「本件対象文書」という。）に係る一  
部公開決定については、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）

第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和2年12月3日付け2豊環廃第156  
号及び令和2年12月25日付け第164号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮詢  
庁」という。）が行った公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）につ  
いて、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

(1) 審査請求人の主張を、令和3年1月29日付け審査請求書及び令和3年7  
月8日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」と  
いう。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。

(2) 条例第6条第1項第2号にいう「おそれ」には法的蓋然性が必要である  
が、これについて何ら説明されていない。また、個別具体的なおそれも述べ

られていない。非公開とする根拠に欠ける。

(3) 他の入札結果は、最低制限価格や予定価格を公開しておきながら、なぜ今回請求した業務のみが非公開とされたのか。この点について市民が疑惑を持つのは当然である。市民との信頼関係を築くのならば、その理由を説明すべき義務が豊橋市にある。市民の知る権利をないがしろにした対応であり明らかに不当な処分である。

(4) 平成27年から令和2年までの入札結果の落札額が毎回違う。応札者は受注目的から落札可能とする金額を入れるのであって、予定価格に合わせて入札額を入れるわけではない。また、業務が同じでも物価や経済動向、企業努力によって価格が決まるのが市場原理である。地方自治法第2条第14項及び財政法第4条による歳出の検証、指名競争入札制度、最低制限価格制度及び予定価格、最低制限価格、落札額は適正なのか。その検証のために予定価格及び最低制限価格を公開することは、行政の説明責任からして当然の責務である。委託業務の予定価格及び最低制限価格を非公開とするのは不当な処分である。

(5) 入札の妥当性を知りたいと思う市民は少なくない。この市民の知る権利に応えることが行政の職責である。また、他市では同様の入札において、入札後は予定価格及び最低制限価格は公開している。

(6) 市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務については、指名競争入札で入札しているのが1者のみで、他の業者は当初から辞退している。業務を受託する能力が無い者を指名しているのではないか。他の委託業務についても同じである。

(7) 以上から、豊橋市が行った処分は、市の説明責任を放棄し、いたずらに市民の知る権利をないがしろにした行為であり容認できない。そのため、公開しないとされた部分（印影を除く。）の取消しを求めるため、審査請求を提起した。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年11月19日付け（同日受付）及び令和2年12月15日付け（同日受付）で処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、本件対象文書に係る公開請求を行った。
- (2) これらに対し、処分庁は、対象公文書を本件対象文書と特定した上で、同年12月3日付け及び同月25日付け公文書一部公開決定の原処分を行ったところ、審査請求人はこれらを不服として、令和3年1月29日付け（同日受付）で本件審査請求を提起した。

#### 2 非公開とした部分について

- (1) 本件審査請求の対象となる非公開部分は、本件対象文書に記載された予定価格及び最低制限価格である。
- (2) 委託業務の予定価格及び最低制限価格が公開されて入札参加者が知ることにより、他の入札参加者との間で価格調整や談合が誘発され、予定価格に近い金額での入札が集中して落札価格が高止まりする等、入札参加者の真剣な見積り努力が阻害されることで市が財産上の不利益を被るおそれがある場合には、市の財産上の利益や契約当事者としての地位を不当に害するおそれがあるといえるから、条例第6条第1項第7号イに該当するため、当該予定価格は非公開情報に該当するといえる。
- (3) そして、そのようなおそれがあるか否かは、当該委託業務が同一仕様で毎年反復継続して行われることが予定されているか等委託業務の性質や内容、予定価格が過去の積算価格を基に決定されるために大幅な変更がないものと推認することができるか等予定価格の決定方法、公共工事の歩掛に相当する積算基準が存在しないため予定価格から将来の予定価格を推測することができるか等当該業務における予定価格の性質等諸般の事情を考慮して判断すべきである。

- (4) 不法投棄防止監視業務は市内各所で引き起こされる不法投棄の監視及び抑止のため、夜間における監視巡回業務を警備会社に委託することにより、不法投棄の早期発見、未然防止を図り、廃棄物の適正処理意識の高揚及び啓発を推進するもので、毎年行う業務である。監視業務内容について例年変更はなく、業務期間（日数）に変更があるのみである。
- (5) また、産業廃棄物関係施設等監視業務は、悪質巧妙な産業廃棄物の不適正処理に係る監視を強化するため、職員による監視が手薄となりがちな閉庁日の昼間及び閉庁日の早朝夜間における監視業務を警備会社に委託することにより、不適正処理の早期発見、未然防止を図り、廃棄物の適正処理意識の高揚及び啓発を推進するもので、毎年行う業務である。監視業務内容や監視回数に例年変更はない。
- (6) 不法投棄防止監視業務及び産業廃棄物関係施設等監視業務は業務の目的上毎年同一の仕様で毎年反復継続して行われることが予定されている業務であり、当該業務概要を記載した仕様書を作成し、類似業務について実績のある複数の業者から参考見積書を徴収したうえで、同見積書を参考に積算価格を算定し、それを基にこれらの業務の入札に係る予定価格及び最低制限価格を決定している。そのため、過去の予定価格と将来の予定価格に大きな変動はないことが推測することができ、予定価格を公開すると、他の入札参加者との価格調整や談合が誘発され、予定価格に近い金額で入札が集中することで、落札価格が高止まりする等、入札参加者の真剣な見積もり努力が阻害されることで、市が財産上の不利益を被るおそれがある。
- (7) したがって、本件対象文書につき非公開とした情報は、条例第6条第1項第7号イに規定する非公開情報に該当するため、一部公開の原処分とした。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記審査請求の理由のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。しかしながら、上記2のとおり、処分庁の非公開理由の該当性判断に

は不合理な点はない。

#### 4 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年 4月9日 諒問書の受付
- ② 同日 諒問庁から諮詢書の添付文書を收受
- ③ 令和3年 7月8日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書の非公開部分について

本件対象文書の非公開部分は、不法投棄防止監視委託業務及び産業廃棄物関係施設等監視業務の入札に係る予定価格及び最低制限価格である。審査請求人は、原処分の取消しを求めており、処分庁は本件対象文書の一部が条例第6条第1項第7号イに該当するとして非公開とした原処分を妥当であると主張していることから、本件公文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

#### 2 非公開情報該当性について

##### (1) 条例第6条第1項第7号イの趣旨

ア 条例第6条第1項第7号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ

るもの」を非公開とするものとしている。そして同号イは「次に掲げるおそれ」として、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不正に害するおそれ」を挙げる。

イ 条例第6条第1項第7号イの趣旨は、市が行う事務事業に関する情報は、本来であれば原則として公開されるべきであるが、事務又は事業の性質上、当該情報が公開されることで、当該事業の目的を失わせ又は将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められる場合には、当該事業の目的を達成し又は公正若しくは円滑な執行を確保するため、これを公開しないことができるとしたものであると考えられる。

ウ したがって、委託業務における予定価格が条例第6条第1項第7号イの非公開情報に該当するかは、当該予定価格の内容、決定方法、事務事業の内容、性質等を勘案して、予定価格が公開されることで、市の委託業務に係る入札の目的を失わせ又は将来の入札事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められるか否かという観点から判断するのが相当である。

エ 業務委託契約は、公共工事の歩掛りに相当する積算基準が存在しないから、過去の入札の積算価格や実績業者からの参考見積を基に予定価格を決定することがある。そのような業務委託契約が、業務の性質上毎年反復継続して行われるものであるときは、過去の予定価格と将来の予定価格の間には大きな変動がないことが入札参加者に推測され、入札参加者の真剣な見積もり努力を阻害するとともに、他の入札参加者との価格調整や談合を誘発すること、又は価格調整や談合が無かったとしても利潤確保の観点から予定価格と同額若しくは予定価格直下への入札価格の集中をもたらすおそれがある。そして、このようなおそれは、入札参加者が限定される

指名競争入札において、特に顕著である。

オ したがって、このような場合には、予定価格を公開することで、市の委託業務に係る入札の目的を失わせ又は将来の入札事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じるということができる。

(2) 本件対象文書に記載された予定価格は条例第6条第1項第7号イに該当するか。

ア 不法投棄防止監視委託業務及び産業廃棄物関係施設等監視業務は、市内各所で引き起こされる不法投棄や産業廃棄物の不適正処理を監視することを目的として、閉庁日の昼間及び閉庁日の早朝夜間における監視巡回業務を、指名競争入札で落札した警備会社に委託することにより、不法投棄や不適正処理の早期発見、未然防止を図る業務である。業務内容は、監視員2名及び監視車両1台を1班として構成し、市が指定した業務期間において、市が指示するローテーションで監視業務を行わせるものである。そして監視業務の内容は、市内全域の巡回パトロール、定点監視、監視カメラの動作確認等規定されており、例年この内容に大きな変更はない。したがって、これらの業務は、処分庁が主張する通り、ほぼ同一の仕様で毎年反復継続して行われており、予定価格は人件費や業務日数等といった限定期的な積算項目から算出されるといえる。

イ これらの事実を踏まえると、不法投棄防止監視委託業務及び産業廃棄物関係施設等監視業務の予定価格が公開された場合、仕様書に記載された業務期間や監視体制から、次年度以降の予定価格も推測することができる。

ウ このような場合には、予定価格を公開することで、入札参加者の真剣な見積り努力を阻害するとともに、他の入札参加者との価格調整や談合を誘発し、又は価格調整や談合が無かったとしても利潤確保の観点から予定価格と同額若しくは予定価格直下への入札が集中するおそれがあるから、入札参加者間の自由で公正な競争を通じて市の予算の効率的な運用を図

り、納税者の利益の最大化を実現するという入札事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすものと認められる。

エ したがって、本件対象文書に記載された予定価格は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであるため、条例第6条第1項第7号イに該当する。

### 3 本件一部公開決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、非公開とした部分は、条例第6条第1項第7号イに該当するから、これを非公開とした決定については、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 河邊伸泰 委員 菅生剛弘 委員 松村享